

入団・休団・復団・退団後再入団等について（内規）

2020年10月策定

石川フィルハーモニー交響楽団

入団・休団・復団・退団後の再入団等について下記の内規を定める（2020年度定例総会にて提起、運営会議にて承認済み）。

（入団）

1. 入団を希望するものは、入団申込書をインスペクターへ提出し、代表および当該パートリーダーから入団の承認を得ること。
2. 入団を希望するパート（楽器）が既に十分な団員数で充足して新規入団受付を停止している場合、パートリーダーは入団希望者に連絡・相談し、必要に応じ代表やインスペクターと入団承認の可否を協議すること。

（休団）

3. 休団を希望するものは、代表又はインスペクターへ申し出て、休団届を提出すること。その際には原則、当該パートリーダーにもその旨を連絡すること。
4. 休団期間は正式に休団届を受理した時から、復団または退団した時までとする。
5. 休団期間の延長変更は、2年以内であればパートリーダー又はインスペクターへの連絡のみとする。
6. 休団期間の最長期限は概ね2年とする。ただし特別な事情により2年以上の休団期間の特別延長を希望する場合は、当該パートリーダーへ報告しかつ代表又はインスペクターへその旨を連絡すること。後日、運営会議で報告のうえ承認するかどうかを決定する。

（備考：団規約第7条2 休団の期間が終了した者は、復帰（復団）の意思確認が取れない場合、定例総会にて承認ののち退団とする。）

（復団）

7. 休団届が受理されたあと、1年間は復団を原則認めない。（自己都合による頻回な休団・復団の反復を禁止する）
8. 復団を希望する場合はパートリーダーおよびインスペクターへその旨を連絡し、復団届を提出すること。

（退団、退団後再入団）

9. 退団するものはパートリーダーおよびインスペクターへその旨を連絡し、退団届を提出すること。
10. 退団届が受理されたあと、3年間は再入団を原則認めない。（自己都合による頻回な退団・再入団の反復を禁止する）

（休団中の団費）

11. 休団期間中の団費の納入は免除する。免除期間および休団に伴う納入済み団費の返還については別に定め、休団届が受理されたあとインスペクター又は会計から別途連絡する。

（その他）

12. 例外的な承認（休団期間の特別延長、復団や再入団の条件変更、団費返還金額の変更など）を要望する場合は、代表又はインスペクターまで速やかに申し出ること。後日運営会議にて諮り結果を回答する。

以上